

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	組合定款の変更の認可
②	法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
③	法令番号	昭和32年法律第164号
④	根拠条項	第28条第3項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(定款) 第二十八条 3 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、 <u>厚生労働大臣(※)</u> の認可を受けなければ、その効力を生じない。  (※)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第9条第1項の規定により、都道府県知事が処理することとされている。
⑦	審査基準	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第28条第1項、第2項、第4項
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 20日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	20日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	